

第6回宇宙法制小委員会 議事要旨

1. 日時：平成27年11月4日（水） 16：00－17：40

2. 場所：内閣府宇宙戦略室 大会議室

3. 出席者

(1) 委員

鎌田座長、青木委員、宇賀委員、小塚委員、櫻井委員、下村委員、白井委員

(2) 政府側

小宮宇宙戦略室長、中村宇宙戦略室審議官、内丸宇宙戦略室参事官、松井宇宙戦略室参事官、末富宇宙戦略室参事官、奥野宇宙戦略室参事官

4. 議事要旨

(1) 宇宙活動法案における第三者損害賠償制度の在り方について

宇宙活動法案における第三者損害賠償制度の在り方について、資料1に基づいて事務局から説明を行った。説明の後、以下のような意見等があった。(○：質問・意見等 ●：回答)

○責任集中の項で、製造物責任法を適用除外する必要があるとの記載があるが、民法による不法行為に基づく請求についても適用除外にしなければ、責任集中の制定の目的を達成できないのではないか。

○現在国の補償については、打上げ実施者が負う損害賠償責任に対して間接的に国が補償を行う制度を検討しているようだが、仮に打上げ実施者が倒産したような場合、他の債権者との関係で被害者に必要な補償が行き届かないことも想定されることから、国の補償を考える上では被害者が確実に補償を受けられるような措置をとるべきではないか。

○現状打上げの終期が人工衛星の分離までとなっているが、他方ロケット上段の再突入については、打上げの許可の中で対応することとされているため、打上げの終期と一致していない。上段部の再突入まで含むべきではないか。

○責任集中された後に、求償を制限することが検討されているが、その論拠とは。

●同様の規定が存在する仏国においては、産業振興の政策的観点から当該規定を設けたと聞いている。我が国においても同様に産業振興の観点から政策的に制限規定を設ける方向で検討を行っている。

●現状においても求償権の放棄は商慣行とされているが、法律に規定されることによって、契約の末端まで求償権の放棄を浸透させることがより確実にになると考える。

○なお、先例としては国家賠償法が挙げられる。国家賠償法においては、国が一元的に損害賠償責任を負った上で、国が公務員に対して求償を行えるのは公務員に故意又は重過失がある場合に限定されている。これは、過失の場合まで求償を行えることとすると、公務員が委縮してしまい公務の遂行に支障が生じることが想定されるからである。

○国の補償の方法については、案1及び案2以外にも方法があるが、実現可能性を考えると案1に落ち着くと考え。ただし、報告書を書く際には案2についてより詳細に記述をすべきである。

○展覧会における美術品損害の補償に関する法律では、国の補償に上限が設けられているが、宇宙活

動法においても同様に上限値を設定するのか。

●現行の保険市場の引き受け能力であれば、保険を越える額の損害は想定できないが、この点については引き続き検討を行うこととする。

○免責事由について、ロケット打上げにおいては天災地変による損害の発生の想定が乏しく、現状天災地変による損害は保険がカバーしているため、免責とする必要がないように思えるが、事業者側としては何も免責事項がない場合心理的に厳しいため、バランスを考慮すべきである。

○国が間接的な補償を行うとした場合、免責事由に該当すると、国も補償を行う必要がなくなるが、その場合においても国は被害者に対して何かしらの救済措置を行うことが必要ではないか。

以上